

第八十回国会 社会労働委員会 議 録 第 十 号

昭和五十二年四月十四日(木曜日)

午後三時五分開議

出席委員

委員長 橋本龍太郎君

理事 齊藤滋与史君

理事 中山 正暉君

理事 枝村 要作君

理事 大橋 敏雄君

相沢 英之君

伊東 正義君

大坪健一郎君

小坂徳三郎君

津島 雄二君

友納 武人君

山ロシツエ君

金子 みつ君

沢沢 利久君

森井 忠良君

平石磨作太郎君

工藤 晃君

出席国務大臣

厚生 大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

厚生省援護局長 出原 孝夫君

委員外の出席者

社会労働委員会 河村 次郎君

調査室長

○橋本委員長

これより会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出第三八号)

○橋本委員長

これより会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出第三八号)

○橋本委員長

これより会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出第三八号)

○橋本委員長

これより会議を開きます。

る法律案を議題といたします。
これにて本案についての質疑は終了いたしました。
ただいままでに委員長の手元に、戸井田三郎君、村山富市君、大橋敏雄君、和田耕作君、浦井洋君及び工藤晃君から、本案に対する修正案が提出されておりますので、その趣旨の説明を聴取いたします。戸井田三郎君。

○戸井田委員 たいいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○村山(富)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。村山富市君。

○橋本委員長 この際、戸井田三郎君、村山富市君、大橋敏雄君、和田耕作君、浦井洋君及び工藤晃君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
その趣旨の説明を聴取いたします。村山富市君。

○村山(富)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。
案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

○橋本委員長 修正案について御発言もありませんので、これより本案並びにこれに対する修正案を一括して討論に付するものでありますが、別に申し出もありませんので、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○橋本委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

は戸井田三郎君外五名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺厚生大臣。

○渡辺国務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして努力をいたす所存でございます。

○橋本委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○橋本委員長 次回は、明十五日金曜日午前九時五十分理事会、十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条を次のように改める。

（施行期日等）

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第四条、第六条、第九条、第十一条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条、第五条及び次条の規定 昭和五十二年八月一日

昭和五十二年四月二十二日印刷

昭和五十二年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C